

2019年2月27日 全9頁

会社法制（企業統治等関係）要綱案④

社債管理、株式交付など

金融調査部 主任研究員
横山 淳

[要約]

- 2019年1月16日、法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会は、「会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する要綱案」を取りまとめた。2月14日には、法制審議会総会で承認されている。
- 株主総会関連、取締役等関連といったコーポレート・ガバナンスに関わる事項以外では、①社債の管理、②株式交付制度（自社株対価 TOB など）が盛り込まれている。
- 2019年秋に見込まれる臨時国会への会社法改正法案の提出が予定されているようだ。

はじめに

2019年1月16日、法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会は、「会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する要綱案」（要綱案）を取りまとめた¹。2月14日には、法制審議会総会で承認されている。報道等によれば、2019年秋に見込まれる臨時国会への会社法改正法案の提出が予定されているようだ。

今回の会社法改正に向けた議論は、2017年2月の法務大臣諮問を受けたものであり、日本版スチュワードシップ・コード、コーポレートガバナンス・コードの制定・改訂や、政府の施策（日本再興戦略、未来投資戦略など）を踏まえて、コーポレート・ガバナンスのさらなる強化のための会社法の見直しを行うものと評価できるだろう。

コーポレート・ガバナンス関連の改正以外にも、例えば、社債の管理や株式交付といった実務上の要請に対応する見直しも盛り込まれている。

本稿では、要綱案のうち「第3部 その他」について紹介する。なお、特に断らない限り、本稿では、上場会社を念頭に説明する。

¹ 法務省のウェブサイト (<http://www.moj.go.jp/shingil/shingi04900394.html>) に掲載されている。

1. 社債の管理

(1) 社債管理補助者

【ポイント】

- ①社債管理者不設置債を対象に、社債管理補助者を定め、社債権者のために、社債の管理の補助を委託することができる（採用は発行会社の任意で、強制ではない）。
- ②社債管理補助者は、社債権者に対して、公平・誠実義務、善管注意義務を負う。
- ③社債管理補助者は、次の権限を有する。
 - ・社債権者のために破産手続等に参加（債権の届出）等をする権限
 - ・委託契約に定める範囲内において、社債に係る債権の弁済の受領などの権限（注1）
 - ・社債権者の請求等により社債権者集会を招集する権限
- ④社債管理補助者は、委託契約に従い、社債の管理に関する事項を社債権者に報告（又はこれを知ることができるようにする措置をとる）をしなければならない。
- ⑤社債管理補助者が社債権者のために裁判上又は裁判外の行為をするときは、個別の社債権者を表示することを要しないものとする。
- ⑥社債管理補助者は、会社法又は社債権者集会の決議に違反する行為をしたときは、社債権者に対して、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。
- ⑦社債管理補助者の担い手は、現行の社債管理者と同様の者（銀行、信託会社など）に加え、法務省令で定める者（弁護士及び弁護士法人を想定）とされている（注2）。
- ⑧社債管理補助者は、次の場合に辞任できる。
 - (イ) 社債発行会社及び社債権者集会の同意による辞任。この場合、あらかじめ、事務を承継する社債管理補助者を定めなければならない。
 - (ロ) 委託契約に定めた事由による辞任。ただし、委託契約に事務を承継する社債管理補助者に関する定めがあることが要件。
 - (ハ) やむを得ない事由に基づく、裁判所の許可を得た辞任。
- ⑨裁判所は、義務違反、事務処理に不適任その他正当な理由があるときは、社債発行会社又は社債権者集会の申立てにより、社債管理補助者を解任できる。
- ⑩社債管理補助者が次のいずれかに該当することとなった場合、社債発行会社は、事務を承継する社債管理補助者を定め、社債権者のために、社債の管理の補助を行うことを委託しなければならない（注3）。
 - ・上記⑦の資格に該当しなくなったとき。
 - ・上記⑧(ハ)により辞任したとき。
 - ・上記⑨により解任されたとき。
 - ・死亡し、又は解散したとき。

(注1) 委託契約に基づく権限には、社債の全部についてするその支払の請求などのように、権限の行使について社債権者集会の決議が必要となるものもある。

(注2) 証券会社は、担い手として想定されていない。

(注3) この場合、社債発行会社は、社債権者集会の同意を得るため、遅滞なく、これを招集し、かつ、その同意を得ることができなかつたときは、その同意に代わる裁判所の許可の申立てをしなければならない。

社債管理者不設置債を対象に、新たな社債管理機関の仕組み（社債管理補助者）を設けることが、「社債管理補助者」制度創設のポイントである。

社債権者保護の観点から、会社が社債を発行する際には、本来、社債管理者の設置が強制される。しかし、例外として、各社債の金額（額面）が1億円以上の場合などには設置義務が免除されている。その結果、実際には、例外規定を活用した社債管理者を設置していない社債（社債管理者不設置債）の発行が多数を占めている。近年、こうした社債管理者不設置債のデフォルトが発生し、「社債権者に損失や混乱が生ずるという事例が見られた」²とされる。

社債管理者は、社債管理を行う上で広範な権限（「必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限」）を有している（会社法705条）。しかし、その反面、社債管理者には、公平誠実義務、善管注意義務、損害賠償責任などの厳格な義務・責任が課されている（会社法704、710条）。こうした厳格な義務・責任があるため、社債管理者の設置コストが高くなることや、なり手の確保が難しいことが、前述の問題の背景にあると考えられている。

こうした問題を踏まえ、2010年以来、日本証券業協会において、権限・責任を限定した社債管理の仕組みについて検討が行われた。その結果、2016年には、（法律に基づかない）契約ベースの実務上の工夫として、「社債権者補佐人制度」が提案された。社債権者補佐人は、その権限を、平時における発行会社からのコベナントの遵守状況等の通知の受領、デフォルトが発生した場合等、すなわち有事における社債権者への通知や、個々の社債権者からの委任に基づく債権の届出などに限定する代わりに、契約等に定めた内容以上の義務を、原則、負わないとする仕組みである。これによって、平時・有事における権限・責任を社債権者にとって必要最低限のものに限定する代わりに、その必要最低限の機能については、十分に発揮させようというわけである³。もっとも、現行法を前提とする限り、例えば、有事において、（個別の社債権者の委任なしに）全ての社債権者の代理人として破産手続等において債権の届出等を行うことなど、社債管理上、重要な機能を果たすことが困難であるといった限界も明らかとなった。

これまでの「社債権者補佐人」の議論を踏まえ、要綱案は、新たな社債管理補助者について、会社法上、社債権者のために破産手続等において債権の届出ができること（③）や、社債権者のために行動するときに個別の社債権者を示す必要はないこと（⑤）を明確化している。加えて、委任契約の定めにより裁量の範囲を限定できること（③）などから、「社債管理者と比べて

² 「会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する中間試案の補足説明」（以下、補足説明）p. 46。法務省のウェブサイト（<http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi04900348.html>）に掲載されている。

³ 背景には、社債市場活性化のため、社債権者の保護を図ると共に、社債発行者の裾野を広げたいという意図もある。

義務違反が問われ得る場合は限定的である」⁴ように工夫されている。

2018年2月14日に取りまとめられた「会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する中間試案」（中間試案）⁵と比較すると、弁護士・弁護士法人も社債管理補助者となれる方向性が示されたこと（⑦）、社債管理補助者の辞任、解任、事務の承継の仕組みが、現行の社債管理者に準じて整備されること（⑧、⑨、⑩）などの変更点が指摘できる。

(2) 社債権者集会

【ポイント】

- ①社債権者集会決議により、社債の全部についてその債務の免除を可能とする。
- ②社債権者全員が同意した場合の社債権者集会の決議の省略を可能とする。

①は、一部の社債権者が反対したとしても、社債権者集会決議により、社債の元利金の免除をすることができる旨を明文化するものである。

②は、社債権者全員の同意がある場合には、いわゆる書面決議等を認める（実際に、社債権者集会を開催する必要はない）とするものである。

一部に語句の修正などはあるものの、中間試案の内容が大筋において維持されている。

2. 株式交付（自社株式を対価とする TOBなどを想定）

【ポイント】

他の株式会社（注1）を子会社とするために、その株式を譲り受け、その譲渡人に対してその株式の対価として自社の株式を交付する（株式交付）ための手続を整備する（下記①～⑤）。株式交付を実施する場合、会社法199条1項（新株発行等）の手続は不要である。

- ①譲り受ける株式交付子会社（注2）の株式の数の下限、交付する株式交付親会社（注3）の株式の数又はその算定方法、効力発生日などを定めた株式交付計画を定める。
- ②株式交付親会社は、①の株式交付計画について、株主総会の特別決議による承認が必要（注4）。
- ③株式交付親会社は、株式交付子会社の株式の譲渡しの申込みをしようとする者（株式交付子会社の株主）に対して、株式交付計画の内容などを通知しなければならない（注5）。
- ④株式交付親会社の株主、債権者保護のため、①の株式交付計画の内容の開示手続、反対株主

⁴ 補足説明 p.48。

⁵ 法務省のウェブサイト（<http://www.moj.go.jp/shingil/shingi04900348.html>）に掲載されている。

の買取請求権、債権者異議手続などが設けられる。

⑤効力発生日（注6）に、申込みをした株式交付子会社株主は、割り当てられた株式交付親会社株式の株主となり、株式交付親会社は、株式交付子会社株式の給付を受け、これを取得する（注7）。

（注1）中間試案では、株式会社と同種の外国会社を含むとされていたが、要綱案では削除されている。

（注2）株式交付に際して（株式交付親会社が）譲り受ける株式の発行会社。つまり、株式交付手続で子会社となる会社。

（注3）株式交付手続をする会社。

（注4）株式交付親会社が会社法上の公開会社である場合、簡易株式交換手続に準じた簡易手続（一定の要件の下で、株主総会決議による承認を原則不要とする手続）が設けられる。

（注5）通知すべき事項を記載した金融商品取引法上の目論見書で代用することなども可能（法務省令で対応）。

（注6）公開買付期間が延長されるケースを想定して、効力発生日を変更するための手続も整備される。

（注7）申込株式総数が、株式交付計画に定めた下限に満たない場合、株式交付は成立しない。このとき、株式交付親会社は、株式交付を行わない旨を申込者等に通知しなければならない。

(1) 株式交付とは

「株式交付」とは、株式会社が、他の株式会社を子会社化しようとする場合に、通常の新株発行や自己株式処分手続によらずに、自社（親会社となる会社）の株式を、原則、株主総会の特別決議に基づき、対象会社（子会社となる会社）の株主に交付する手続である。

他の会社を子会社化する手続としては、現行会社法上、「株式交換」手続がある。ただ、株式交換は、株主総会の特別決議など所定の手続を経た上で、対象会社の全株主から強制的に株式を取得する手法、つまり、100%子会社化のための手法である。

それに対して、要綱案が新設する「株式交付」制度は、あくまでも申込みのあった対象会社（株式交付子会社）の株主からのみ、株式を取得することで、対象会社を子会社化する手法である。特に上場会社の場合、いわゆる自社株式対価 TOB などと組み合わせて用いることが想定される⁶。

(2) 株式交付の手続

株式交付によって親会社になる会社（株式交付親会社）における手続は、概ね、株式交換によって完全親会社になる会社（株式交換完全親会社）に準じたものとなっている。

これに対して、株式交付によって子会社となる会社（株式交付子会社）そのものにおいては、特段の手続は求められていない。以下、この趣旨を説明する。

株式交換においては、100%子会社化を実施する上で、株式交換において完全子会社になる会社（株式交換完全子会社）の株主のうち、その株式交換に反対する者からも強制的にその株式が移転させられ、対価である株式交換完全親会社の株式などが割り当てられることとなる。従

⁶ 金本悠希「自社株対価の買取に関する税制改正要望等」（2017年11月22日付大和総研レポート）なども参照。
http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20171122_012480.html

って、株式交換完全子会社の株主保護などのための手続が要求されることとなる。

これに対して、株式交付の場合、株式交付親会社は、株式交付子会社の全ての株式を取得するわけではない。あくまでも、その株式交付に応じる意思のある株式交付子会社株主との個別の合意に基づいて、その保有する株式交付子会社株式を譲り受けるだけである⁷。従って、株式交付親会社と、その株式交付に応じる株式交付子会社の株主との間で手続が進行し、株式交付子会社自体は、直接、手続に関与しない仕組みとなっている。

図表 株式交付と株式交換の手続の比較

	株式交付（注）	株式交換（注）
計画／契約	株式交付親会社において 株式交付計画を策定	株式交換完全親会社と 株式交換完全子会社の間で 株式交換契約を締結
親会社における承認手続	原則、株主総会の特別決議	
親会社における簡易手続	あり	
子会社における承認手続	不要 ※株式交付親会社と株式交付に 応じる株式交付子会社株主との 間で手続が進行する（必要事項 の通知、譲渡しの申込み、割当 ての決定など）。株式交付子会社 自体は、直接、関与しない。	原則、株主総会の特別決議
子会社における簡易手続	—	なし
反対株主（親会社）の買取請求	あり	
反対株主（子会社）の買取請求	なし	あり
効力発生日の変更	株式交付親会社単独で可能 ※変更後の効力発生日は、当初 の効力発生日から3ヶ月以内	株式交換完全親会社と 株式交換完全子会社の合意

（注）株式交付親会社、株式交換完全親会社が会社法上の公開会社であることを前提としている。

（出所）会社法、要綱案などを基に大和総研金融調査部制度調査課作成

(3) 外国会社の利用は不可

中間試案では、株式交付親会社（買収会社）については、わが国の株式会社のみ限定されるが、株式交付子会社（被買収会社）について、わが国の株式会社に加え、これと同種の外国会社も含むこととされていた。つまり、「外⇒内」の子会社化には直接利用できないが⁸、「内⇒

⁷ 中間試案 p. 63 など。

⁸ もちろん、外国会社の国内子会社を「株式交付親会社」として実施することは可能であろう。要綱案や会社法制（企業統治等関係）部会第13回会議（平成30年6月20日）部会資料21

外」の子会社化であれば利用可能な制度とすることが想定されていた。

これが要綱案では修正され、株式交付制度は、**原則、わが国の株式会社（内国会社）同士の制度**とされている。

その理由については、株式交付制度の対象とすることができる「同種の外国会社」に該当するか否かの判断に当たって、「当該外国会社の設立準拠法の内容に基づく評価によらざるを得ないが、当該外国会社の性質はその類型ごとに千差万別であるため、私人間の取引である株式交付において、客観的かつ形式的な基準により株式交付の可否を判断することは、必ずしも容易ではない」⁹ためと説明されている。つまり、「客観的かつ形式的な基準」で利用の可否が判断できるようにするため、内国会社同士の制度として整備されるということであろう。

3. その他

これまで取り上げた項目以外にも、例えば、次のものが要綱案に盛り込まれている。

- ①責任追及等の訴えに係る訴訟における和解についての監査役等の同意
- ②議決権行使書面の閲覧等の拒否事由の明文化
- ③株式の併合等に関する事前開示事項の充実など
- ④新株予約権に関する登記事項の見直し
- ⑤会社の支店の所在地における登記の廃止
- ⑥取締役等の欠格条項から「成年被後見人」・「被保佐人」等を削除、これに伴う規律の整備

①は、取締役や執行役などの責任追及等の訴えに係る訴訟（いわゆる株主代表訴訟など）で和解をする場合に、監査役や監査委員等の同意を得なければならないとするものである。

②は、議決権行使書面の閲覧謄写請求権の濫用的な行使に対して、企業が拒絶できる事由を明文化しようというものである。要綱案では、具体的に次の事由が掲げられている。

ア．株主がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。

イ．株主が当該株式会社の業務の遂行を妨げ、又は株主の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。

(<http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi04900357.html>) を見る限り、対価として交付されるものが株式交付親会社の株式に限定されていないことから、子会社による親会社株式取得の禁止の例外が認められるか（会社法 135 条、800 条、会社法施行規則 23 条）という問題は残るものの、株式交付親会社のさらに親会社の株式を用いるいわゆる「三角株式交付」としての利用の余地はあるように思われる。

⁹ 会社法制（企業統治等関係）部会第 18 回会議（平成 30 年 12 月 12 日）部会資料 27 (<http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi04900387.html>) p. 18。

ウ．株主が議決権行使書面の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。

エ．株主が、過去2年以内において、議決権行使書面の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

③は、全部取得条項付種類株式の取得又は株式の併合を利用した、いわゆるキャッシュ・アウトに際して行われる端数処理手続に関する情報開示（事前開示手続）の充実などに関する見直しである。

④、⑤は、登記に関わる見直しである。

④は新株予約権の登記の見直しである。新株予約権の登記に当たり、「実務上、払込金額の算定方法につきブラック・ショールズ・モデルに関する詳細かつ抽象的な数式等の登記を要するなど、全般的に煩瑣で申請人の負担」¹⁰となっているとの指摘を踏まえたものである。要綱案では、新株予約権の募集事項の決定に当たって、払込金額又はその算定方法を定めた場合、原則として、払込金額を登記することとして、登記申請時までに払込金額が確定していない場合に、算定方法を登記することとしている。

⑤は支店の所在地における登記を廃止するというものである。インターネットの普及などを背景に登記事項等の確認は容易となっており、実際、「会社の支店の所在地における登記について登記事項証明書の交付請求がされる例は、ほとんどない」¹¹ことを受けたものとされている。

⑥は、中間試案にはなかった項目である。政府が進める成年後見制度利用促進¹²の一環として、会社法上の取締役等の欠格条項から成年被後見人等を削除し、それに伴って必要となる制度上の手当（成年被後見人等が取締役等に就任するための要件、成年被後見人等がした取締役等の資格に基づく行為の法的効力など）を行うというものである¹³。会社法に限られないが、「成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度（いわゆる欠格条項）が数多く存在していることが、成年後見制度の利用を躊躇させる要因の一つとなっている」¹⁴との指摘を受けた見直しである。

なお、登記に関わる見直しとして、前記④⑤のほかに、中間試案では、代表者の住所が記載された登記事項証明書の交付の制限が提案されていた。要綱案では、これが削除されている。

その代わりに、要綱案そのものではないが、法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会は、

¹⁰ 補足説明 p. 70。

¹¹ 補足説明 p. 71。

¹² 厚生労働省ウェブサイト (<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202622.html>) 参照。

¹³ 現在、国会で審議中の「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案」附則7条では「政府は、会社法（平成十七年法律第八十六号）及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）における法人の役員の資格を成年被後見人又は被保佐人であることを理由に制限する旨の規定について、この法律の公布後一年以内を目途として検討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除その他の必要な法制上の措置を講ずるものとする」とされている。

¹⁴ 会社法制（企業統治等関係）部会第10回会議（平成30年2月14日）参考資料40 (<http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi04900347.html>) p. 1。

要綱案の取りまとめに当たって、この問題について、次の附帯決議を行っている¹⁵。いずれも一定の場合には、代表者の住所に関する情報を提供しないとするものである。

株式会社の代表者の住所が記載された登記事項証明書に関する規律については、これまでの議論及び当該登記事項証明書の利用に係る現状等に照らし、法務省令において、以下のような規律を設ける必要がある。

- (1) 株式会社の代表者から、自己が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条第2項に規定する被害者その他の特定の法律に規定する被害者等であり、更なる被害を受けるおそれがあることを理由として、その住所を登記事項証明書に表示しない措置を講ずることを求める旨の申出があった場合において、当該申出を相当と認めるときは、登記官は、当該代表者の住所を登記事項証明書に表示しない措置を講ずることができるものとする。
- (2) 電気通信回線による登記情報の提供に関する法律に基づく登記情報の提供においては、株式会社の代表者の住所に関する情報を提供しないものとする。

会社法（及び会社法に基づく法務省令）の改正はないものの、他の関連法律に基づく法務省令の改正により、附帯決議の内容に沿った対応が行われるものと思われる。

¹⁵ 法務省ウェブサイト (<http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi04900391.html>)。